



本気でマイホームをお考えの方に朗報です！

定住住宅取得補助事業【平成28年3月31日までの期間限定】

大崎町では、定住促進対策として下記の要件に該当する方に定住住宅取得補助金として最高100万円を補助します。

【補助対象者】

①転入者の場合

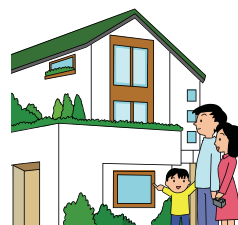
平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に転入した方。ただし、世帯責任者の年齢は65歳未満とします。

②町内居住者の場合

町内居住者で義務教育終了前の子を扶養している方

【補助の要件】

- ・平成23年4月1日以降に町内に住宅を新築または購入（中古住宅を含む）すること
- ※新築または購入の場合も、登記を済ませることが必要です。
- ・新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住すること
- ・居住地の自治公民館に加入すること
- ・町税などに滞納がないこと
- ※建て替えとみなされる場合は対象となりません。



【補助金額】（転入者と町内居住者では補助限度額が異なります）

土地の取得経費と住宅の取得経費の総額の5分の1を補助します。ただし、補助限度額は下記のとおりです。

①転入者の場合（最高100万円）

・補助基本額	1世帯につき	20万円
・転入者加算金	1世帯につき	30万円
・子育て世帯加算金	義務教育終了前の子が1人の世帯	10万円
	義務教育終了前の子が2人以上の世帯	20万円
・地域活性化加算金		30万円

※下記の地区（持留・釜ヶ宇都・水之谷）に住宅を取得した場合は、地域活性化加算金が補助されます。

持留地区…横内、黒石、上・中・下・西持留、大佐土原、下原、永吉集落

釜ヶ宇都地区…桜野、釜ヶ宇都、篠段、池段集落

水之谷地区…若松、上・中・下・東水之谷、籠谷、東川、上別府、馬場下集落

②町内居住者の場合（最高50万円）

・補助基本額	1世帯につき	20万円
・地域活性化加算金		30万円

【補助金交付申請】

補助金の交付を受けようとする方は、補助金交付申請書に関係書類を添えて、住宅を新築または購入の日（登記完了後）から1年以内に役場企画調整課に提出することになっています。

※補助金の申請手続きなどの詳しい内容につきましては、問い合わせ先までご連絡ください。